ノ木三一二、字女子谷三一三から三一七まで、三一八の一、三一八の二、三一九、三二〇の一から三二〇の三まで、三二一、三二二、字藤屋根三二三から三二八まで、三二九の一、三二九の二、三三〇の一、三三〇の二、字菅谷三三一、三三一の一、三三二から三四三まで、三四五、三四六、三四六の一、三四七、三四七の一、字慶所奥三四八から三五七まで、三五九から三六一まで、三六一の一、三六二、字ケイシ山三六三から三六八まで

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷一一八七の六五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字西宇塚字又毛谷左平一一八六の八七

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百二十一号

共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年八月三日

国土交通大臣　大畠　章宏

道路の種類　路線名　区間

一般国道　二　号　広島市西区観音新町四丁目二八七六番一から同市西区観音新町四丁目二八七三番四まで

○四国地方整備局告示第七十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十三年八月三日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　登録番号　四国地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社愛媛建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	藤岡　良久
変更後	関谷　幸男、和田　忠則、小笠原　昭、高橋　忠昭

(2)　変更年月日　平成二十三年六月二十二日

国会事項

衆議院

質問書提出

八月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

食料の安定供給に資する国営土地改良事業に関する質問主意書（木村太郎提出）

被災地での窃盗等の犯罪に関する質問主意書（馳浩提出）

再生エネルギー特別措置法案の対象となる北海道内の発電施設に関する質問主意書（浅野貴博提出）

議事日程

八月二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十五号

平成二十三年八月二日（火曜日）

午後一時開議

第一　歯科口腔保健の推進に関する法律案（参議院提出）

第二　東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件

第三　千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する二千九年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

第四　理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

参議院

質問主意書転送

八月一日次の質問主意書を内閣に転送した。

北方領土問題に対する政府の認識に関する質問主意書（江口克彦提出）（第二三七号）

人事異動

内閣

（東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　辻野　真紀

願に依り本官並びに兼官を免ずる（七月二十九日）

外務大臣秘書官に任命する　福居　邦子

（東京高等検察庁検事）検事　萩原　秀紀

（最高検察庁検事）同　須藤　典明

（東京地方検察庁検事）同　舘内比佐志

西村　則夫

判事に任命する（各通）

市川　智祥　岩﨑　史彦

小木　知一　北川　一郎　大野　裕之

菅原　淳　須藤　聡之　栗田　昭彦

原田　伸一　松原　義昭　西尾　誠

横溝　千明　寺田　俊弘　向笠　元章

山下　雅資　吉田　泰造　西村　実信

小島　宰己　吉武　雅人　阿部　昭彦

片山　武志　西郷　文規　若山　正隆

吉村　哲郎　吉村　寿人　濵﨑　良三

太田　隆行　中鉢　功　稲垣　誠也

武知　哲也　西村　工　北川　直登

北村　幸次　後藤　征弘　浅見　牧夫

中山　延一　橋本ミヤ子　園部　厚

岩澤　義輝　鈴木　隆　平井　吉彦

竹田　亨　下里　敬明　松尾　憲治

池浦　浩之　小川　親治　猪瀬　芳昭

髙野　真澄　花田　泰広　小野　勝

松田　和彦　中川　雅章　角南　昌伸

吉田　新生　鬼頭　弘明　増田　輝夫

山内　正美　大西　守　久保　隆俊

山田　孝哉　田中　清道　徳丸　哲夫

成田　晴彦　羽生　眞　皆平　昇市

坂元　広之　松本　和秀　山部　憲昭

山口　秀隆　田中　典幸　淺野　総一

齊藤　博法　新垣　一善　宮口　政明

田山　三夫　端山　憲一　松木場和明

江嵜　裕一　中川　純一　國分　正明

中内　篤　井上　壽志　小野　勝

大石喜代一

長野慶一郎

簡易裁判所判事に任命する（各通）

（東京地方裁判所判事補）判事補　平手健太郎

（同）同　賀嶋　敦

（同）同　草野　克也

（同）同　河野　一郎

（千葉地方裁判所判事補）同　柴田　啓介

（同）同　天野　研司

（水戸地方裁判所判事補）同　山岸　秀彬

宇野　遥子